

国家公務員退職手当法における支給制限・返納等に関する制度の変遷図

○ 昭和21年～ 【「退官・退職手当支給準則」適用】

	退職	退職金 支給
禁錮以上の刑	支給しない (第8条第1項第二号相当)	
懲戒免職 (非違行為の発覚時点)	支給しない (第8条第1項第一号相当)	
	在職中→	退職後→

○ 昭和28年～ 【「国家公務員等退職手当暫定措置法」施行】

	退職	退職金 支給
禁錮以上の刑	支給しない (第8条第1項第二号)	
起訴	支給差止め (第12条第1項)	
懲戒免職 (非違行為の発覚時点)	支給しない (第8条第1項第一号)	
	在職中→	退職後→

○ 昭和60年～ 【「国家公務員等退職手当制度基本問題研究会報告」の提言を受けて】

	退職	退職金 支給
禁錮以上の刑	支給しない (第8条第1項第二号)	返納 (第12条の3)
起訴	支給差止め (第12条第1項)	支給差止め (第12条第3項)
懲戒免職 (非違行為の発覚時点)	支給しない (第8条第1項第一号)	
	在職中→	退職後→

○ 平成9年～ 【「職員の身分、退職手当等の取扱いに関する研究会報告書」の提言を受けて】

	退職	退職金 支給
禁錮以上の刑	支給しない (第8条第1項第二号)	返納 (第12条の3)
起訴	支給差止め (第12条第1項)	支給差止め (第12条第3項)
逮捕 犯罪があると思料		一時差止め (第12条の2第1項)
懲戒免職 (非違行為の発覚時点)	支給しない (第8条第1項第一号)	
	在職中→	退職後→

○ 平成18年～ 【「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律」施行(「職責ポイント」に相当する「調整額」の創設)】

	退職	退職金 支給
禁錮以上の刑	支給しない (第8条第1項第二号)	返納 (第12条の3)
起訴	支給差止め (第12条第1項)	支給差止め (第12条第3項)
逮捕 犯罪があると思料		一時差止め (第12条の2第1項)
懲戒免職	支給しない (第8条第1項第一号)	
懲戒処分 (懲戒免職を除く) (非違行為の発覚時点)	調整額を支給しない (第8条第2項)	
	在職中→	退職後→

※ 〇部分については、新たに追加されたものである。